

令和5年度第1回
札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：2023年6月21日（水）午後3時00分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） ただいまから令和5年度第1回札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

私は、この4月から役職名が変わりまして、札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課長になりました。高橋でございます。昨年度に引き続きまして、今年度もよろしくお願いたします。議事に入るまでの間の進行役を務めさせていただきます。

各委員の皆様、お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数17名中、14名の委員のご出席をいただいておりますので、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局長の栗崎よりご挨拶申し上げます。

○栗崎保健福祉局長 皆様、お疲れさまです。札幌市保健福祉局長の栗崎です。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、気温も高くなってきている中、札幌市地域福祉社会計画審議会に、このようにたくさんの皆様方にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃から皆様方には札幌市の地域福祉の向上に向けて大変お力添えをいただいておりますことに心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

この審議会は、昨年度から、令和6年度に新たにスタートしますこの計画の策定に向けて、ご審議をいただいております。昨年度は都合3回のご議論をいただきまして、大変貴重なご意見をいただけたと感じております。

本日は、それらを踏まえまして、骨子案という形で一旦のたたき台を作成させていただきました。それについて改めて忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

また、地域で福祉活動を実践されておられます方々のご意見も幅広くお聞きしたいということで、7月以降に地域での意見交換会も開催してまいりたいと思います。そういったことを踏まえまして、今年度中には本審議会からご答申をいただければありがたいと考えているところでありますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、この4月に統一地方選挙と市長選挙がありましたけれども、秋元市長の公約の中に、福祉の困り事窓口について触れている部分がありました。このことにつきましては、6月12日に第2回定例会を開会し、その冒頭で市長の施政方針演説がありましたけれども、福祉に関する幅広い困り事を抱える市民からの相談を受ける体制を強化する、それから、関係機関の協力も得ながら連携し、支援を拡充していくと表明しました。今ご検討をいただいている計画とどういう関係があるのかとお感じの方もいらっしゃるかと思いますが、現在ご議論をいただいている方向性と異なるものではないというものであります。

施政方針演説ですので、少し抽象的な言い方になってはいますが、具体的には、今モデル実施をしております区の支援調整課の取組やはざまの問題も受け止めていきますよということで、今、4区で試行実施をしておりますけれども、これをさらに進めていこうということ、また、関係機関同士の連携をしっかりと強化する手だてを引き続き検討していこうという意味でありまして、公約絡みの情報提供をさせていただきました。

本日も長い時間になるかと思いますが、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎報 告

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） ここで、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、令和5年度第1回札幌市地域福祉社会計画審議会の次第、本日の座席表、委員名簿です。資料は2種類ございまして、資料1は地域福祉に関する地区意見交換会の開催について、資料2は第5期札幌市地域福祉社会計画の骨子（案）についてで、こちらは3枚ございます。このほか、審議会会長宛ての諮問書の写しをお配りしております。

こちらについてご報告させていただきます。

本来、当審議会は、札幌市長からの諮問に応じて、次期地域福祉社会計画についての審議を行っていただくものとなりますので、本来であれば、昨年度の第1回目の審議会にきちんと皆様にお渡しさせていただくべきものでございました。それをお渡しできておりませんでしたので、本日、お配りさせていただいたところです。不手際がございまして、本当に申し訳ございませんでした。

その資料を入れての本日の資料となりますが、皆様、不足等はございませんか。審議中に何かありましたらおっしゃっていただきたいと思います。

続きまして、委員の交代がございましたので、私からご紹介させていただきたいと思います。

一般社団法人札幌市老人クラブ連合会の小林委員がご退任され、新たに高橋誠委員にご就任をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

さらに、事務局も4月に異動がございまして、部長職の東館地域生活支援担当部長が着任しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は他の委員としまして、札幌市医師会の土肥委員、障がい者によるまちづくりサポーター代表の山田委員、札幌市学校救護協会の須藤委員がご都合により欠席されています。

なお、当審議会につきましては公開であり、市民の方の傍聴席と記者席を設けております。また、皆様の発言は、会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おきいただければと思います。ご発言の際は、お手数ですが、お近くのマイクを使用させていただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては畑会長にお願いしたいと思います。

3. 議 事

○畑会長 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。会長を務めさせていただきます畑でございます。

いよいよ次年度からの地域福祉社会計画策定に向けてより具体的な検討の段階に入っております。今日も限られた時間ではございますけれども、ぜひ皆様から忌憚のないご意見をいただきつつ、円滑な進行をしていけるよう、ご協力を賜ればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきます。

まず、議事の一つ目は、先ほども少し言及をいただきましたけれども、地域福祉に関する地区意見交換会の開催についてです。

開催（案）を資料として添付いただいておりますので、まず、概要について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、資料1の地域福祉に関する地区意見交換会の開催についてご説明させていただきます。

札幌市地域福祉社会計画及び社会福祉協議会のさっぽろ市民福祉活動計画に実際に地域福祉活動をされている皆様のご意見を反映するため、札幌市と札幌市社会福祉協議会の共催で7月から8月にかけて地区の意見交換会を開催いたします。

4の開催地区に記載のとおり、区及び区社協で協議の上、各区1地区において、地区会館や地区センターなどでの実施を予定しております。

参加いただく方としては、6に記載のとおり、地区福まち推進センター活動者、民生委員児童委員、地域福祉関係者、区役所や区社会福祉協議会の職員を予定しております。

意見交換会の内容としましては、両計画の改定についてご説明を行った上で、地域福祉活動の実施状況、地域で生じている課題、行政・専門機関に望む支援、新たな担い手確保の取組や課題、関係機関相互のネットワークの状況などについて実情を伺い、意見交換を行います。

こちらでいただいたご意見については、次回の審議会でご報告させていただくほか、次期札幌市地域福祉社会計画へ掲載するとともに、計画や計画に基づく実際の取組などに活用させていただくこととなります。

○畑会長 7月上旬から8月上旬と記載いただいておりますが、それぞれ各地区から推薦をいただいております。ここに記載している地区は、福まち単位の地区になりますけれども、基本的には内諾を得ていて、実施に向けた準備が枠組みとして整っている状況かと思っておりますので、枠組み自体についてご意見をいただくことは難しくなるのですが、お聞きする内容やメンバーについて、若干の調整幅はまだ十分にあるかと思っておりますので、そういった視点からぜひご意見をいただければと思います。

皆様、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○畑会長 各地区からご推薦をいただいておりますが、言語化がうまい方々、かつ、活動としても取り組まれているような地域をピックアップしていただいているかなと思いますので、ここでいただいた意見を、次回以降、我々としてもしっかりと踏まえ、協議を進められるよう、ぜひ円滑に進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（２）に進みます。

こちらが今日の本題になりますけれども、第５期札幌市地域福祉社会計画の骨子（案）についてです。

具体に関しては次回にさらに深めていくところがございますけれども、具体の前提になる部分についても、今回、かなり詳細な案として提示されております。

まずは事務局よりご説明をいただいた上で質疑の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（横山地域活動推進担当係長） それでは、計画の骨子（案）を説明させていただきます。

資料の２をご覧ください。

これまでの審議会でも説明をさせていただきましたとおり、次期計画は札幌市の現状や国の動向を踏まえて策定してまいります。

１では、札幌市の地域福祉を取り巻く現状と課題をまとめております。

まず、地域で支援を必要とする方の増加という現状があります。高齢化率は平成２８年から令和２年の間で増加しております。もちろん、今は６５歳を過ぎても元気な方が多いですが、高齢化に伴って要介護認定を受ける方も増加しております。

次ですが、近隣関係の希薄化などにより社会から孤立する方が増加しています。市民意識調査の結果を比較すると、近所付き合いの程度について、挨拶をする程度と付き合いはないという比較的希薄な付き合いをされている方が平成２２年の５８．７％から平成２８年は５９．８％と微増していましたが、令和４年には、コロナ禍の影響か、６５．５％と大きく増えています。また、単独世帯の割合も平成２７年の４０．８％から令和２年では４３．６％に上がっています。

なお、こちらは資料には記載しておりませんが、令和４年９月に実施した市民意識調査では、新型コロナウイルスの影響で地域活動が休止していると回答された方がまだ１割程度いるなど、地域活動は令和３年から新型コロナウイルス感染拡大の影響で様々な制限を受け、そのために孤立する方や世帯が増加していることが考えられます。しかし、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことにより、日常生活も徐々に戻ってきておりますので、今後は地域福祉活動を再び盛り上げていく取組が必要になります。

次に、地域福祉活動の担い手不足の問題があります。

福まちの活動者数は減少しており、民生委員児童委員の充足率も減少傾向のため、地域福祉活動を再び盛り上げて今後も継続していくためには担い手の確保についてもしっかりと取り組んでいく必要があります。

次に、市民意識調査で福祉のまち推進センターの認知度が低下していることや地域福祉活動に参加していない理由として情報がないからと答えた方の割合ですが、令和4年の調査では45.4%とかなり増えているなど、地域福祉活動の認知度が低下しています。これまでの審議会でもご意見をいただくことが多かったこれら地域福祉活動の担い手の確保と広報についてはしっかりと取り組んでいく必要があります。

さらに、支援を必要とする方の増加や地域で孤立する方の増加など、様々な要因により複合的な課題や制度のはざまの課題を抱えた世帯が増加している状況にあります。

これまで、分野ごとに他機関協働や連携は行われてきましたが、このような複合的な課題や制度のはざまの課題を抱えた方に対応するため、組織横断的な連携の取組も求められております。

こういった高齢化の進行や複合的な課題、制度のはざまの課題を抱えた世帯の増加は全国的にも課題となっており、そのような背景の下、近年に行われた社会福祉法の改正など、計画改定に関連する国の動向を2にまとめております。

まず、平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、包括的な支援体制の構築が市町村の努力義務となっております。これにより様々な主体の相互の連携・協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。

また、令和3年4月に施行の改正社会福祉法により、地域福祉の推進は地域共生社会の実現を目指すものと、地域福祉推進の方向性が明確化されております。

下の3に進みますが、札幌市の現状や国の動向を踏まえ、次期地域福祉社会計画では、地域共生社会の実現を目指すことを基本理念で表現するとともに、複雑化する地域の福祉課題に対応するため、様々な主体の連携による地域福祉の推進を基本目標の一つに設定しております。

前回の審議会でご賛同をいただきましたが、基本理念は「互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち」としております。

暮らしにくさや困り事を抱える人が安心して地域で生活するためには、在宅生活を支える福祉サービスの充実に加えまして、地域に住んでいる人や地域で福祉活動をされている団体などによる見守りやサロン活動をはじめとした様々な地域福祉活動によって孤立を防ぎ、必要な支援につなげることが重要になります。

そして、支える側、支えられる側に分かれることなく、可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、お互いに関心を持ってつながり合う共生社会の実現を目指していきます。

この基本理念の下、三つの基本目標を定めております。

基本目標の一つ目は「地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します」とし、孤立を防ぎ、暮らしにくさからや課題を抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や関係機関、事業者など、様々な方が行う地域福祉活動を推進し、支援を行うこと、また、安全・安心で暮らしやすい環境を整備しますという意味も含めて、バリアフリーの環境整備や防災への取組などを推進していきます。

目標の二つ目は「地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます」としてありまして、課題を抱える方が地域で安心して生活するため、また、複雑化する地域の福祉課題に対応するための相談や支援機関を充実させていきます。

目標の三つ目は「様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します」としてありますが、地域の福祉活動を推進するため、また、地域の様々な福祉課題に対応するため、地域住民や関係機関、事業者、行政など、様々な主体が連携して取り組んでまいります。

これらの三つの目標を実現するため、七つの施策とそれぞれの施策の主な取組を定めております。

2枚目をご覧ください。

4では、施策ごとの現状や課題、現時点での主な取組を記載しております。

資料の右上に記号を書いておりますが、右から、新は新規事業、レはレベルアップ事業、そして、人・広はこれまでの審議会でご意見をいただくことが多かった人材確保と広報活動の強化に関する取組となります。

それでは、基本目標Ⅰの施策と取組についてですが、先ほどご説明したとおり、住民等による地域福祉活動の推進と支援とバリアフリーや防災活動を支援するための環境整備を目指しております。

施策1ですが、住民による地域の福祉活動は札幌市では福祉のまち推進事業が中心的な取組となりますので、前回の審議会でもご説明をさせていただいたとおり、福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援となっております。

こちらの現状や課題につきましては、令和3年からのコロナ禍において、福まち活動も様々な制限を受ける中、地域ごとにいろいろと工夫をしながら何とか活動を続けていただいていたという状況がありますので、まず、福まち活動を再び盛り上げて、活動を将来につなげていくような取組を進めていくという内容にしております。また、活動を持続可能なものとしていくため、担い手確保など、様々な支援に、取り組んでいく必要性についても触れております。

施策1の主な取組としましては、現計画をベースに、1-1から1-4まで、四つ挙げていますが、1-1は、福まち事業の中心的取組である安否確認の見守り活動に今後も取り組んでいくことやごみ出しなどの日常生活支援活動などについて引き続き推進していくこととしております。

また、1-2は、高齢の方や障がいをお持ちの方などの孤立を防いで生きがいづくりにつながるサロン活動を推進していくこととしています。

これら1-1や1-2は、レベルアップということではないのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞していた活動を再び盛り上げ、地域福祉活動のリスタートを目指して力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、1-3は、様々な活動を行っている福祉のまち推進センターや活動者に対する支援として、具体的には、研修の実施や先行事例の事例集や手引書の作成などを通じて好事例などを共有し、地域ごとに行われている福まち活動をより向上させていくために重要な取組としております。

また、これまで以上に担い手の確保につなげるため、子育て世代などが参加できる活動やイベント等を強化し、今まで以上に人のつながりをつくることに取り組んでいきます。

これまでも地域によっては福まち以外の団体と一緒に活動が行われていますが、今後は担い手確保を意識した活動を検討していきたいと考えております。

また、福まち事業を広く知っていただくための効果的な広報を新たに検討、実施するなど、人材確保や広報強化に取り組んでいく事業ということで人・広のマークをつけております。

1-4も、福まち活動支援の一環として、見守り活動に対する助言を行ったり、支援が必要な方が発見された際にスムーズに専門機関などにつなぐといったコーディネート能力を持った福まち活動調整員を養成するほか、調整員の連絡会議を行って他の地区と情報共有することで全体的な活動の向上につなげていく活動となります。

続きまして、施策2の住民等による地域福祉活動の推進です。

現状・課題に記載のとおり、困り事を抱えた方や世帯が地域で安心して生活するためには、地域住民や関係機関、事業者など、様々な主体による地域福祉活動が重要な役割を果たします。また、地域福祉活動においては、様々な方が支える側、支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って社会に参加していくことが重要になります。

ここ数年は、コロナ禍によりボランティアなどの活動に参加する機会が減少する状況が続いていましたが、再び様々な主体が地域福祉活動に参加し、地域福祉の推進に取り組んでいくことができるような取組や環境づくりを進めていくことが必要となっております。

主な取組は、2-1から2-8まで、八つありますが、主なものをご説明します。

まず、2-2の多様な主体や方法による地域福祉活動の推進ですが、具体的な事業として、見守り協定を締結した事業者が訪問時に異変を感じた際に通報を行う事業者見守り事業を記載しております。事業者見守り事業については、これまで事業者から手を挙げていただく形で協定企業を増やしてきておりますが、さらに協定企業を増やしていくために広報などを通じた参加の働きかけを行っていきます。

次に、地域見守りネットワーク会議は、地区福まち、民生委員、見守り協定締結事業者などが地域の見守りの体制構築に向けて情報共有する会議となっております。このネットワーク推進会議は市や区の圏域で開催されておりますが、会議に出席した事業者と地区福

まちがつながり、地区福まちのイベントに事業者も参加して行われていると聞いております。

そのほか、自力で除雪が困難な方の除雪を地域の協力員が行う福祉除雪についても、事業周知を継続するとともに、持続可能な制度体制とするため、地域協力員の確保に向けた広報の強化・充実に取り組んでいきたいと考えております。

なお、これらの事業は人材確保のための広報を強化するという意味で人・広のマークをつけております。

続いて、2-4 ですが、ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援として、ボランティア団体に対する財政的な支援を行う地域福祉振興助成金や老人クラブが行うボランティア活動に対して補助を行う老人クラブ活動費補助金などを想定しております。

最後の2-8 は、民生委員・児童委員活動の支援として、地域の身近な相談役として単身高齢者や知的障がい者の見守りなどを行っている民生委員児童委員活動に対する情報提供などの支援を継続するとともに、担い手確保のために負担軽減や広報強化に取り組んでいきます。

次に、施策3 は、支え合いながら地域で生活するための環境整備としております。

現状・課題に記載のとおり、地域で安心して生活するためには日常生活の様々な支障を取り除く必要がありますが、そのためには、建築物など、物理的なものだけではなく、制度や意識など、心のバリア解消も必要となっております。また、地域での防災活動や災害時の助け合い活動、災害発生時の医療体制の整備も含めて進めていく必要があります。

主な取組は3-1 から3-8 までありますが、主なものとしてはバリアフリーの推進と防災関係や災害発生時の体制整備としております。

3-1 は、福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施として、心のバリアフリー研修や民間施設のバリアフリー補助事業を想定しております。

続いて、3-4 が要配慮者避難支援事業となっておりますが、災害時の助け合い活動の一つとして、札幌市では災害時の避難等に特に支援を要する方、こちらは避難行動要支援者と言いますが、その名簿を作成し、地域での避難支援に関わる団体に提供する取組を行っており、そのような団体の拡大を図っていきます。

3-5 は、新規の取組であり、個別避難計画作成の推進としております。避難行動要支援者名簿掲載者のうち、災害危険区域に居住する重度の要介護者や障がいをお持ちの方など、特に配慮が必要な方の個別避難計画を作成する取組を行政が主導で進めていきます。

3-6 は、要配慮者二次避難所（福祉避難所）の運営体制整備についてです。一般の避難所では生活が困難な方のため、福祉避難所の運営体制を整備するとともに、大学や関係機関と災害時のボランティアの派遣等について連携を行ってまいります。

3 枚目をご覧ください。

基本目標Ⅱの施策についてご説明します。

基本目標のⅡは、地域生活を過ごす中で福祉的な課題を抱える方が安心して生活をする

ため、また、複雑化する地域の福祉課題に対応するため、相談や支援の体制を充実させていくことを目標として三つの施策を定めております。

施策4は、地域で生活するためのサービスや相談体制の充実としており、現状・課題に記載のとおり、地域で安心して生活するためには在宅生活を支援するサービスや各種相談支援体制の充実が必要であること、また、これまで各分野で行われてきた連携・協働の取組に加えて、制度のはざまの課題や複合的な課題を抱えた世帯に対応するため、組織横断的な取組が求められていることを記載しております。

主な取組としましては、4-1から4-4までありますが、主なものとして在宅生活を支える相談や支援の充実と支援調整の取組などがあります。

まず、4-1は、在宅生活を支援するサービスの充実として、具体的な事業としては、行方不明になった認知症高齢者を捜索する札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワークや高齢者の生活支援のため配置された生活支援コーディネーターが多様な主体との連携により地域で支え合う支援体制を推進する生活支援体制整備事業を想定しております。

続いて、4-2は、相談支援機関の充実で、具体的な事業としては、地域包括支援センターや介護予防センター、障がい者相談支援事業所、自殺対策、ひきこもり対策など、各種相談窓口の充実を想定しております。

その中でも、地域包括支援センター自殺対策事業、ひきこもり対策推進事業は、体制強化などを予定しているため、レベルアップ事業としております。

また、新規事業として、制度のはざまの課題や複合的な課題を抱えた世帯に組織横断的に対応するため、令和4年度からモデル区で実施している支援調整課の取組も進めていきます。

続きまして、施策5は、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進としております。

現状・課題に記載のとおり、認知症や知的障がいなどで判断能力が低下した方の権利擁護のための制度であります成年後見制度利用促進のため、札幌市では令和3年に成年後見制度利用促進基本計画を策定して、令和4年3月に中核機関として成年後見推進センターを設置しております。今後は、権利擁護が必要な方を速やかに制度利用につなげるため、様々な支援関係機関と連携した取組が必要になっております。

こちらの施策の詳しい内容につきましては、今後、権利擁護部会で議論させていただき、本審議会でご報告いたしますが、現時点では、主な取組の5-1の地域連携ネットワークづくりに向けた取組と5-5の後見人となる人材の育成につきましてより力を入れて取り組んでいく予定でレベルアップ事業とさせていただきます。

次に、施策6ですが、生活困窮者への支援体制の充実としております。

現状・課題に記載のとおり、札幌市では、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行うため、生活就労支援センター（STEP）を設置し、様々な生活課題を抱えた方への支援を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、生活困窮者の新規相談件数

や住居確保給付金の相談件数や申請件数は増加しております。今後も引き続き困窮者が制度のはざまや地域で孤立することがないように取組を進めていく必要があります。

主な取組は6-1から6-5までありますが、主なものについて説明しますと、6-1は、自立相談支援事業として、先ほど説明したSTEPを中心に、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援の実施を継続していきます。また、6-4の一時生活支援事業は、ホームレス相談支援センター（JOIN）を設置し、住居を失った生活困窮者の生活基盤の再建に向けた支援や日常生活支援を行うことを継続してまいります。

続きまして、基本目標Ⅲは、様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応しますとして、地域福祉活動のノウハウ共有や様々な主体との連携、主体間の連携も含めてのものとなりますが、こちらを目標としております。

現状・課題に記載のとおり、社会福祉法により市町村の努力義務となっております包括的支援体制の構築は、複雑化する地域福祉課題に対応するため、相談支援などの多機関で包括的、重層的に協働・連携して実現していこうとする取組となっております。

札幌市では、これまでも、各種相談窓口を整備し、専門機関や外部団体との協働・連携などを行ってきましたが、令和4年度からは制度のはざまの課題や複合的な課題を抱えた世帯に組織横断的に対応するための支援調整課をモデル区に設置してありまして、今後はこういった取組を推進してまいります。

こうした取組を行うことや福祉のまち推進事業などの地域住民による福祉活動における連携や情報共有などの取組も含めまして、様々な連携・協働の取組が必要となっております。

施策7の主な取組は、7-1から7-3までとなっておりますが、具体的な事業はこれまでの施策に含まれていた事業の再掲となっております。

7-1は、地域福祉における多様な主体の連携として、様々な主体が連携する各種事業を推進していきまして、今まで出てきた事業が幾つか記載されております。

また、7-3は、市民の活動をつなぐ取組とし、福祉のまち推進事業の事例集作成や活動調整員の連絡会議の開催など、社協が主体となって各地区の福まち活動の情報やノウハウを共有することで全体的な活動の向上を支援していく取組となっております。

以上、施策の説明と主な取組となっております。

指標の設定などは次回の審議会で提案させていただきます。

○畑会長 皆様も事前にお目を通していただかかもしれませんが、重要な内容を含んでおりますので、長い時間がかかりましたけれども、説明をさせていただきました。それぞれ確認をいただいて、ありがとうございます。

ここからは皆様から内容についてご質問やご意見をいただきたいと思いますが、まず、私から確認をさせていただきたい点がございます。

こちらは、いわゆる個別計画の一つという位置づけですか。これは、計画の位置づけについて共通認識を図っておきたいということなのです。

札幌市の場合、10か年におけるまちづくり戦略ビジョンが最上位計画としてございまして、その下に具体化していく中期計画として5か年のアクションプランがあります。それとひもづく形で様々な個別計画が設定されておりますが、これは市町村によって若干立てつけが違います。地域福祉計画も、完全な個別プランではなく、各プランを横断的に設定する計画として位置づけている自治体もあれば、札幌市の場合はいくまでも地域の個別計画として位置づけていますよね。そのため、この計画以外に、子ども未来プランや高齢者の支援プラン、障がい者のプラン、医療計画、地域の分、あと一つか二つあったかと思えますけれども、地域という横断的ではあるのですが、あまり子どもの点が含まれていないのは、そうしたプランもあるからということですよ。その点から見づらさがありますけれども、そういう点も踏まえてそれぞれからご意見をいただければなと思っています。

もちろん、そちらのプランにあるからこちらには全く記載しなくていいということではなく、必要なものについては地域という視点から横断的に捉えていきたいと考えてございますけれども、これに全部を網羅していないと入れられないというわけではないということです。

この理解で間違いないですか。

○事務局（横山地域活動推進担当係長） はい。

○畑会長 その認識で皆様からもぜひご意見をいただければと思います。

次に、施策5についてです。

これも私の確認が不足していたのですけれども、これは権利擁護部会でより具体的に掘り下げていく施策のところかなと考えております。ここで皆様からご意見があればいただきたいと思えますけれども、権利擁護部会でもより具体的に掘り下げて検討することになりますので、そこでバッティングがないように検討していきたいと考えてございます。ここでご意見が出されなくても、権利擁護部会で出されたご意見により、施策5については変更されていく可能性があるという前提であらかじめご理解をいただければ議論を誤解なく進められるかなと思っていますので、その点もあらかじめご理解をいただければと思います。

長くなってしまいましたけれども、それでは皆様からご意見、ご感想あるいは疑問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

○小川委員 基本目標Ⅱの施策6の生活困窮者への支援体制の充実についてです。

生活困窮者事業は七つの事業で成り立っております、6-1から6-5のうち、6-3に二つの事業が書いてありますけれども、全部で六つになっております。一つ抜けているので、足しておいていただけたらと思います。それは、家計改善支援事業という事業です。

コロナ禍が終わりかけてからこのところ、私たちが一番拡大し、充実させようとしている事業なものですから付け加えていただきたいと思えます。

前回の計画策定時には札幌市ではこの事業をまだ実施していなかったのです。2019

年10月から札幌市では実施となっております、家計改善支援事業を足しておいていただくようお願いいたします。

○畑会長 生活困窮の方は家計改善もセットで必要になってきているかと思っておりますので、ぜひ加えたいと考えます。

ほかにいかがでしょうか。

○菱谷委員 計画の骨子であり、粗々のつくりを見てくれということだと理解をした上でお話しします。また、市社協では、今年度、並行して市民活動、福祉計画を策定しており、裏表の関係にありますので、その立場から幾つかお話をさせていただきます。

前回、この場では、私も含め、何人かの委員からありましたが、人材の確保・定着の取組について意見があり、大分意識してつくられているなということが伝わってきました。それは引き続きお願いしたいと思っているのですが、福まちの認知度が低下しておりますので、何ができるのか、社協を挙げていろいろ取り組んでいかなければいけないと思っております、一緒にやっていきたいと認識しています。

ただ、今日はその話をしたかったわけではなく、冒頭に局長からもお話がありましたように、今の札幌市の社会状況を踏まえた計画にしなければいけないと思っております。前と同じでいいわけではなく、キーワードとしてあるはざまの問題もしかりですし、先ほど言われた相談体制の拡充、組織の連携強化、そのほか、市長の公約も捉えながら計画づくりをされたと思っておりますが、気になっているのは施策4と施策7です。

相談支援体制の充実のうち、特に4-2の複合的な課題云々、支援体制の構築ということで、はざまの問題に組織横断的に対応すべく、区役所に支援調整課を設置して取組を推進していくとありますよね。もう一つ、施策7のところにもほぼ同じ表現で記載されています。これは、相談体制の拡充という視点、そして、組織連携の視点だと思うのです。令和4年から今まで区役所でやってきているが、そうした視点でどういう現状にあるのかについてデータで分かりやすくお示しいただけないかと思っております。

それを各区に展開することも大事ですが、どういう形で広げていこうとしているのか、10区に置けばいいというものでもないのです、どういうことをやっていくのかをもう少し教えていただければもっといい議論ができるのではないかと思っております。

それは、この審議会での議論もそうですし、一方、連携する一つの主体である社会福祉協議会としてもやれることをやっていきたいと認識しておりますので、どういうお手伝いができるのか、一緒になってやれるのかという観点から考えていきたいと思っております。

ここは特に目玉の部分だと思いますので、現在の状況、情報、データを少しお示しいただければありがたいなと思って読んでおりました。

○畑会長 この点についての実施状況等があればご報告をいただければと思います。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 先ほども話の中にありましたけれども、こちらの取組は令和4年度から、まず、北区と東区で取組を始めまして、今年度は新たに厚別区と南区をモデル区として増やし、現在、4区体制で実施しております。

今、菱谷委員からございました状況等については、次回にお示しできるものがあればお示しさせていただければと思います。今取り組んでいる状況でして、どこまでをお伝えできるかもあります。担当の部署と調整の上、次回以降にお示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○畑会長 この点については、今、菱谷委員に整理していただいたとおり、基本目標Ⅱが専門的な相談支援体制で、基本目標Ⅲが民間等も含めた連携の促進になります。同じ内容に見えますけれども、Ⅱはまさに体制のところで構築をしていき、Ⅲは連携をさらに強化していくということで、そのようにご理解いただくとイメージしやすくなるかなと思います。

実際に計画が次年度から走り出した後に具体的にどのように進めていくかまでこの計画で子細に詰めることは難しいかと思いますが、ここにいるメンバーがそれを踏まえた具体的なイメージとディスカッションができるようになっていく点からも可能な範囲でご準備をいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○山本委員 私からは2点ありまして、まず、1点目を述べます。

基本目標Ⅱの施策4-2の相談支援機関の充実について、現状として注意していただきたいポイントを私から伝えたいと思います。

障がい者相談支援事業で委託相談支援事業所が委託を返上しているという話は何個か出ていたかと思います。政令都市である札幌市で人材を確保しなければいけない中、委託相談支援事業所が委託を撤回してしまうというのは地域の障がい者を支える体制としてどうなのかと地域の障がい者の方と関わる弁護士として思うところです。

今、委託相談支援事業を増やしていかないといけない時代だと思っています。この私の認識が違ふのであれば、ほかの福祉関係の委員の方から補足していただければと思いますが、特に障がい者相談支援事業についてはそう思っております。

今日の資料2の1でも障がいを持たれている方の数は増えているという話があります。平成28年の12万5,000人から13万2,000人に増えていることを踏まえ、障がい者を支える相談支援事業所の拡充と維持については本当に真剣に考えなければいけないと思いますので、より重点的にしていただきたいというのが私の意見でして、可能であれば相談支援機関の充実特に力を入れていただければなと思っています。

○畑会長 今の委託相談支援事業所のことについてですけれども、委託返上で事業所が減っているという状況についてのデータはございますか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 昨年度、手稲で1件撤退した事例がございます。

相談員の成り手が少ない状況もありますけれども、来年度以降、相談員を拡充の方向で何とか模索していきたいと思っております。

○畑会長 非常に重要な指摘だなと思って聞かせていただいています。

介護予防センターにおいても地域の第一線を担う窓口として重要な役割になっておられ

るものの、やはり、コロナ禍以降、活動がしづらかったことも含めて、人材定着あるいは専門性の向上というところでより強い期待がかかっている状況があるかと思います。しかし、そういう中で、受けてくださる法人にも厳しい状況があったり、他方、よりよい資質のものを目指していくことになったとき、その状況で本当にいいのかなと感じるところも見えてきているのが現状です。

障がいの分野においてもどの分野においても量の確保と質の向上というのは、ある意味、バーターになっているようなところもあるかと思いますが、他方で予算をしっかりとつけていくことによって解消できるという視点もあるかと思いますので、ほかの委員からもそういった情報等を含めたご意見があれば出していただければと思います。

○長崎委員 山本委員からもありましたが、相談支援事業所についてです。

65歳未満の生活保護の方は、障がいのサービスが優先になってくるので、僕らが探すのですけれども、本当に見つからないのです。相談支援事業所を探すのに苦労するのが実情としてありますし、いっぱい受け入れられないというところが結構多いのです。コロナ禍からか、受入れが難しいと断られるケースも多くて、何十件も電話をかけてやっと見つける状況なので、人材確保という点で札幌市にも動いていただけたら非常に助かるなど思っております。

また、最近、新型コロナウイルス感染症も5類になって利用者宅に訪問することができるようになり、お話を聞くことが多いのですけれども、積極的に外に出たいというご家族の方がすごく多くなっています。ボランティアなどで外に出たいけれども、どうしたらいいだろうかと方策を聞かれることが増えているので、広報活動やPRをしっかりとやっていただき、地域の方まで届くような広報をしていただけたら非常にいいのではないかと思います。

○畑会長 長崎委員、今の広報のことは、基本目標あるいは施策のところでは具体的にどこに反映できそうでしょうか。

○長崎委員 あまり考えていなかったです。すみません。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 先ほどのご説明で飛ばしてしまいましたが、施策2の2-1で地域福祉活動の情報提供、周知啓発とあります。これは当然やっていきますし、様々な地域福祉活動の周知のため、ホームページや広報誌による情報発信を行い、周知啓発を図るとしておりますが、やり方についていろいろとご意見を伺い、効果的な広報の仕方を考えながらやっていくということによろしいでしょうか。

○長崎委員 はい。

○畑会長 2-1ということですね。

私自身も現場レベルでいろいろと地域の方との関わりを持たせていただくことがありますが、住民レベルでなければ知らない活動がたくさんあるのです。しかも、細かい内容でして、市での情報提供、周知啓発ではキャッチし切れていない情報がたくさんあると思っています。

今、長崎委員からあったご意見は、そういった活動をしっかりとケアマネジャーや相談支援専門員の方が把握し、インフォーマルな活動につないでいくためにはどうしたらいいかという視点になってくるかと思いますが、2-1だと若干広いといえますか、そこまで細かな周知になっていかないと思うのです。むしろ施策1にサロン活動の推進や福まちセンターとありますが、こういうところがさらに広報活動をしやすくする、あるいは、それをバックアップしている施策4の専門機関側といえますか、介護予防センターや地域包括支援センターがそういう情報をしっかりと把握しておき、地域の身近な相談援助職の方々へ情報提供をしていけるようにすることのほうがむしろ効果的かなという気がします。

それは単純な広報周知だけにとどまりません。地域の状況把握や連携も含めた視点になってくるかと思いますが、その点を踏まえて具体的にどこに落とせるか、事務局を含め、我々でも確認をさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 結論めいたことを言わせていただきますが、今の障がい者の相談事業所の件についてです。

依頼するとき、依頼先がなかなか見つけるのが大変だという発言を前回にしたのは私だったと思います。今回は、事前に資料をいただきましたが、ここにレベルアップの印をつけていただけるよう、一度ご検討をいただけないかと思っておりました。それは障がい者相談事業所のところでは。

今、人材の確保など、いろいろとありましたが、やはり、何らかの取組を図る予定がある、検討を図っていくなど、結論でなくてもいいので、行動していくところにレベルアップの印をつけていただきたいと強く要望します。

○畑会長 4-2の障がい者相談支援事業のところは事業の内容が書かれているだけで、事業を運営する以上の内容が入っておりませんので、具体的に何をと考えていくとき、非常に難しいところが出てくるかもしれませんけれども、ちゃんと人を確保することも含めたレベルアップを考えていきたいと思います。

他方、障がい者プランで取組として規定されているようなものはありますでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 障がい者プランもそうですけれども、今策定中のアクションプランにおきましても相談支援のレベルアップにつながる何らかの形でということは計画しているところでございます。

最終的にどうなるかという確定的なことを申し上げることはまだできませんけれども、我々担当部局としては何とか増員に向けて頑張ろうという気持ちでおります。

○畑会長 それでは、ほかにも皆様からご意見をいただきたいと思います。

○加藤委員 まず、一番最初の地域福祉を取り巻く現状と課題の中で浮かび上がってくる課題は、相談に行けない人が増えているということがあるのではないのかなと思いました。

要するに、孤立をしている人、認知度が低下している人で、福祉活動の認知度が低下しているということで、どこで何をやっているか分からないため、相談に行けないのではな

いかということ。つまり、相談体制をつくって、相談員をたくさん置いても、そこに
つないでいけないといいますか、行けない人をどうするかが今後の大きな課題になってく
ると思います。

もう一つ、そこに行く前に、認知症の方が多くなってくると相談に行くということすら
できませんが、そういう方々をどうやってつないでいくかで、要するに、相談体制にどう
つなぐかをもう少し考えていかないと、これから先、そういう人たちを救うことが難しく
なってくるかなと思います。

それから、一番最後に出てきた複合的な課題、制度のはざまについてです。

私が思っていたのは、例えば、ヤングケアラーの問題などは、福祉のお年寄りの問題や
障がい者の問題、それから、子どもの問題で、保健福祉局と子ども未来局に重なっている
問題、まさに複合的課題に対して包括的に支援を提供するためにどうやっていくのかが見
えません。

我々の現場の中でも、障がい者を高齢者で抱えている世帯がたくさんあって、その世帯
をどうやってケアするのが一番いいのかというときがあります。障がいの問題、高齢の問題
と縦割りで考えていくと、変な話、片方はやって、片方はやらないということが起きて
くるものですから、世帯みたいなものをどう捉え、どう支援していくかという視点を持っ
たほうがいいのかなという気がします。

そして、資料2の2の計画の国の動向のところ。す。

今もちょっと言いましたけれども、支援が包括的に提供されるということです。言葉と
しては支援が提供されるのであって、ここに出てくる相談支援調整課では、市民に対する
いろいろな相談を調整するのではなく、具体的な施策を調整していただきたいと希望してお
ります。

○畑会長 非常に重要な点でのご指摘かと思って聞かせていただいております。

今の点について、違っていたら補足をいただければと思いますけれども、皆様、改めて
基本目標Ⅱの施策4をご覧ください。中点一つ目の地域包括支援センター
の機能強化事業のフレイル改善を強化するための専門員のモデル配置、処遇改善のところ
です。

地域包括支援センターは、根性論の中で仕事をどんどん増やして行って、何とか頑張っ
ているわけですが、しっかりと予算的な後ろ盾を持って機能強化を図っていくという重要
な視点で記載していただいているなと思っておりましたが、アウトリーチ等まで含めたマ
ンパワー確保ができるかという、もしかしたらまだ厳しい部分があるかもしれません。
ただ、今言われたような自分たちからはなかなか発信できないような方々に対しての視点
も含めた地域包括支援センターとしての機能強化ですね。

また、下のほうで、先ほど菱谷委員からもご指摘をいただいたところですが、複合的な
課題を抱えた市民に対する支援体制の構築です。まさに、この点において、これまでの経
過の中で家児相を含めた形での支援体制の構築や調整ができてきたのか、そういう事例が

あったのかです。つまり、保健福祉局のみならず、子ども未来局も含めた横断的な相談支援体制を整えるような方策が区のレベルの中でできるような取組が進められてきているか、そういう視点がまだ不十分だということであれば、今後はそういうことも視野に入れながら取組を進められるようにしていくことが非常に重要な視点として捉えてくるのではないかと考えて聞かせていただきました。

もしかすると、複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築に関しては、むしろ積極的に、子ども、障がい、高齢者を問わず、世帯全体を捉えた支援体制の構築というところでしっかりと明記していただく、それが見えるような計画にしていけることが一つの方策として考えられるかなと思います。

加藤委員、今のような整理でよろしいでしょうか。

○加藤委員 現場の地域包括支援センターを見ていますと、例えば、高齢者虐待の事案なんかを見ていくと、片一方では虐待される方の介護者、介護している者にしてみると認知症が進んでいって、本人は虐待だと気づいていないということがあります。状況を見ると分かるのですけれども、それは絶対に相談につながっておらず、周りからの通報しかあり得ないのです。これから先、近隣等の希薄化となりますとますます発見しづらくなると思うのです。ですから、そこがこれからは一番重要になってくるのかなと思います。

例えば、商店街や郵便局に毎日来て何かおかしなことを言っている人がいたら連絡くださいなど、ちょっとしたことでいいのですけれども、そういうことで発見につなげる仕組みづくりを具体的に考えていかないとこれからはやはり厳しいのかなと思います。幾ら人をたくさん増やしても、つながっていかないものが多くなると思いますので、ぜひお願いします。

○畑会長 札幌市でもスクールソーシャルワーカーの派遣事業に積極的に取り組まれている状況にあるかと思いますが、スクールソーシャルワーカーの方からすると、虐待家庭などにおいて祖父母の方というのは非常に大きなストリングス、マンパワーになっているのです。他方、ケアマネジャーの方がそこに入ると、確かに、このおじいちゃん、おばあちゃんは大事だけれども、ちょっと認知症が出てきているので、むしろ積極的に支援していったほうがいいという気づきもあります。しかし、ケアマネジャーからその状況を見ると、お孫さんがケアをしっかり頑張ってきてくれていて、大きなストリングスになっているとなります。

このように、それぞれの見る視点によって、支援対象であるはずの人がストリングスとしてしか捉えられず、世帯全体を含めた支援につながらないという状況が残念ながら頻発しているというようなことを耳にしています。

そういう点も含めて、この複合的な課題に向けて、誰が気づけるかはありますけれども、気づいた上での調整についてはここでの支援調整課が非常に大きな役割として期待できるかなと思いますので、先ほどのところに加筆していただければ検討していきたいと思います。

また、今、加藤委員におっしゃっていただいた認知症の方を発見したときにつないでいくような体制づくりですが、実は、施策5のところでも重要な視点になっておりまして、地域連携ネットワークや制度周知は、成年後見制度から見えてはいますけれども、認知症の方等の支援を必要とされる方が地域の中で発見されたとき、金融機関、郵便局、コンビニを含めて、そこの方に気づいていただいて支援機関に一報をいただけるような、そういうお互いに理解や関心のある体制を整えていくことが早期利用、早期発見につながっていく視点で記載している項目にもなってございます。この点については権利擁護部会でもさらに確認していきますけれども、しっかりと踏まえているということで、ご確認をいただければ非常にありがたいなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○山本委員 先ほど言った二つ目のポイントです。

施策5の成年後見制度の利用促進に関して、これは権利擁護部会や成年後見の協議会で詳しく議論をするということですが、ここで問題提起をさせていただきます。

5-1から5-7まで、いろいろな支援機能があるのですが、今裁判所で言われているのは、市民から後見人の活動に関する不満や苦情が出たときに、今までは後見人の交代の権限は基本的に裁判所にあったので、裁判所が聞いていました。ただ、中核機関でそういう不満を聞き取った上で、その不満が妥当かどうかを判断する、あるいは、その調整を担っていただきたいという話が裁判所側から出ているということがあります。

5-1から5-7の項目にはぴったり当てはまらないのですが、こういうものを中核機関に、裁判所のように後見人を辞めさせる判断ができるわけではない組織に任せようとしてきている流れがあります。ただ、社会福祉協議会が実際に担う成年後見推進センターの人材からしてもそこまでやるのは大変ではないかなということがあります。

私としては市民の方の専門職後見人に対する不満をちゃんと酌み取るということ自体を否定するものではありませんが、ただ、それを中核機関が本当にやるべきなのか、家裁がやる時、家裁に対し、中核機関の行くメンバーを調整し、弁護士会や社会福祉士会や一般市民もあり得るかもしれないですが、そういう人を派遣し、裁判所でそういう不満を聞く体制の中で協力するのならまだしも、中核機関に全部を任せるということをしてしまうのはどうかと思っております。札幌市はまだいいかもしれませんが、非常に小規模な中核機関が関わっている市町村は耐え切れないと思いますので、中核機関で何をすべきか、この成年後見制度利用促進というものの目的からしてどこまでやるべきかはちゃんと考えなければいけないと思っております。

これはこの審議会もそうですし、権利擁護部会や成年後見推進協議会等でも議論すべきかと思っております。

○畑会長 ゴールデンウイーク前後にも、テレビで特集が組まれて、専門職後見人の活動について非常に否定的な報道が重ねてされた時期があったかと理解しています。悪意があつての悪質なものへの対応、そして、専門職後見人自身がよく貢献活動を理解していない

がために起こってしまう市民にとって不満となるような行動の2パターンがあるかと思えます。

特に、前者の場合に関しては、裁判所の役目は非常に大事になってくるかと思えますけれども、後者に関しては、専門職後見人支援というところで、ある意味、後見センターがサポートし、理解を深めてもらうことによって不満のない支援ができるようにしていくことも必要になってくるかもしれません。

今の体制で札幌市の成年後見推進センターにどこまでの機能を求めていくかという点については難しさもあるのですけれども、他方で、今、専門職後見人の支援のほうは推進センターではまだ担っていないところです。ただ、向こう6年まで見て本当に担わないのかといったそれはそれでかなり問題になってくるかもしれませんので、その点も含め、改めて部会でもご発議をいただいて、具体的に詰めていければなと思っております。

○山本委員 ご指摘のとおり、特に、法律専門職である弁護士等に向けられるのは、多数回面談に行かない、社会福祉士の後見人や市民後見人と比べると本人と会う頻度が足りないというのは事実だと思います。ただ、後見人としてどこまで法律専門職がやるべきなのか、後見人の役割そのものを後見制度全体で考えていくべきなのかなということです。

親族や市民後見人など、法律専門職以外の方が活躍するような成年後見制度であってもいいのかなと個人的に思っています、それは権利擁護部会や成年後見推進協議会等でも検討したいと思っておりますけれども、問題提起をさせていただきました。

○畑会長 まさしく、時期によって中心的な後見人の方が移っていくことがあっても全く問題がないかと思っておりますので、その点も含めてさらに検討を進めさせていただきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○高橋（唯）委員 重複すると思うのですがけれども、私も地区社協の会長と地区の福まち委員長を兼務しており、また、ボラ連の会長もしておりますけれども、基本目標Ⅰの施策の1-4と2-4に関連したことでお話ししたいと思います。

2-4から先に言いますと、ボランティア団体に対する活動費の一部を助成する札幌市地域福祉振興助成金についてです。これは非常に助かります。やはり、交通費やその他いろいろなところで活動するときは費用がかかっていますし、ボランティアを募集するにしても何にして、広報活動その他あらゆる面で費用がかかるので、もう少し見直していただきたいと思っていました。

戻りまして、1-4の福まちの関係のことです。コーディネーター役の活動者を育成するための活動調整員養成講座などですが、ここはもっと具体的に、例えば、どういう課題で、どういう講師で、費用はかかるのかどうか、そうしたことがもう少し分かるようにしていただきたいと思っております。そうすると、地域ではこの方を呼んで、ぜひ講演をしていただきたいということになりますし、この地域ではこういう立場の人たちに集まってもらいたいということになるかと思っております。

私の地区では、福まちの関係の福祉協力員と民生委員と単町の会長で、年2回、合同の会議を持つのです。そこでは地域でどういう見守り活動をしていったらいいかを話すのですが、3者で協力しながら活動をしておりますけれども、そういうときにぜひ講師として来ていただければありがたいと感じました。よろしくお願ひいたします。

○畑会長 今ご意見をいただきました2-4の財政的な支援について、予算をできるだけ頑張っ確保していただきたいということでした。この計画に予算的なことを記載するのはなかなか難しいですけれども、ご意見をいただきましたので、議事録としてしっかりと残しておいていただければと思います。

また、1-4の活動調整員養成講座に関しましては、菱谷委員のほうがよくお詳しいかもしれませんが、札幌市社協に委託をされており、市社協で企画を練って、予算の範囲内で足かけ4回か5回ぐらい開催していただいて、毎年、100人から200人ぐらいの参加者という状況かと思ひます。ただ、これは各地区で行うというより、全体で年間通して1回行う講座でして、他の地区から要望があったとき、要望に応じて開催するようなものにはなっておりません。

これについては「など」となっていますけれども、ほかのものも含め、何かあれば教えていただければと思ひますが、ございますでしょうか。

○オブザーバー（大井戸地域福祉課長） 今ご質問がありました活動調整員養成講座について補足させていただきたいと思ひます。

この講座ですが、令和元年から令和4年まで、毎年1回開催してありまして、今は延べ268名の方が修了されております。

市社協では、年に1回、全体講座をやった後、市内の幾つかの福まちの拠点に参りまして、全体の講座を受けた方はそれぞれの拠点を見学していただき、その地区の取組について知っていただくという内容でやっております。

さらに、各区の社協がメインになりまして、区内の各地区で講座を受講された方に集まっただいて区ごとの連絡会議を開催したり、市の社協がメインとなりまして合同連絡会議、いわゆるフォローアップ講座を行っております。

現状を申し上げますと、地区によってはたくさんの参加者を出してくださる地区もあれば、なかなか参加者が出てこない地区もあるのですが、私たちはより多くの地区に参加していただけるように働きかけております。それから、ある程度出てきている地区については、例えば、最初の頃は福まち事務局員や事務局長あるいは運営委員長に参加していただいたのですが、そういう方が修了されたところでは、目線を下げまして、単位町内会の福祉推進員にもお声をかけていただくような働きかけをしているところです。

○畑会長 高橋（唯）委員のようにご活動をいただいている方にもなかなか見えづらい情報もあるということで、やはり、情報発信については我々としてもしっかり頑張ったいかなといけないなと思っ聞かせていただきました。

時間が来ておりますけれども、副会長からよろしいでしょうか。

○篠原副会長 私からは感想じみた話になりますが、今日の各委員の話を聞いていて思ったのは、専門相談を受けている専門職の方々や専門機関の方々のレベルアップを進めていかなければいけないということ、それから、包括的な支援体制や権利擁護事業のように、法制度でしっかりと支えていくといいますか、どのように法制度の見極めをしながら支援していくのかということがあるのかなと思いました。

また、今日はあまり話にはなかつたのですが、もう一つの視点もあるかなと思っています。それは、例えば、民生委員の成り手がいないということについてです。地域の成り手、町内会の成り手というのは法制度で決められているものではないわけですよね。先般できたささえあい条例もありますが、民生委員は民生委員法に定められた仕組みになっていますので、これをどう維持していくのかはすごく大事な問題だと思うのです。

ご本人がいらっしゃる前で申し訳ないですが、75歳の年齢要件を超えてもやらざるを得ないところが非常に多くなってきている状況があるので、札幌市として持続可能な民生委員児童委員活動をどう確立していくのかは非常に大事な視点かなと思っています。

例えば、社会福祉法第89条には、社会福祉事業に従事する者の確保の促進についてあり、これは国の事業としてやっていかなければいけないとなっております。また、これに基づいて社会福祉協議会が規定されている109条第2号には社会福祉への参加のための援助が書かれていますが、今やっているボランティアセンターの事業や住民支援が本当に未来の福祉従事をしてくれる人や何かの成り手になることにつながっているのか、一方で、社会教育的な活動にとどまっていなかったり、しっかりと見極めや推進の仕方を考えなければならぬ時期に入っていると思います。このような細かい部分に関しても実際に実行していくときには考えていくべき問題なのかなと思っています。

もう一点、施策3についてです。

災害に関してのことがいろいろと書かれています。実は、今こんな格好をしているのも6月10日に発生した登別の擁壁崩壊の現場に行ってきたして支援をしてきたからです。大規模な災害があったときには、法制度が確立されているので、支援方策が生まれるのです。ただ、災害救助法が適用されていない状況のところでは何らかの支援を構築していかなければ生活困窮に陥ってしまったり、制度から漏れてくるというような状況があります。

今、国も重層的支援体制整備事業を進めようと各自治体に働きかけをしておりますけれども、それは災害時の円滑な支援にもつながっていくと書かれています。ですから、どこまでのことを想定しているのか、軽微な災害であればあまり考えなくてもいいのかというところではなく、ふだんからの支え合いの活動をどのように機能化していくのかはイメージとして持たれていってほしいのかなと思っています。

そういうことでは、3-8の災害医療体制の充実・強化です。昨今ずっと言われていますし、北海道胆振東部地震の札幌市の対応の記録にも書かれているものとして医療的ケア児の方々に対する支援があり、家族に対する支援について、その後に法律までつくられていますので、単に医療体制のことを書くだけではなく、そういう人たちに対する支援をこ

れから構築していきますよというアピールも含め、確立していくことも必要なのではないかなと思いました。

過去のそういう様々な出来事や事象なんかも改めて確認をしていきながら、そういう声をしっかりとここで受け止め、施策形成につなげていただければなと思っています。

○畑会長 医療的ケア児は、まさにこの二、三年で集中的に議論がされてきていますが、3-8でいうと、在宅酸素患者や透析患者にある程度包含されるという見方もあります。しかし、あえてしっかりと言葉で明記することによって見える化されるという効果も期待できるかと考えております。

札幌市は北海道において唯一の政令市になります。もちろん、様々なしごらみがある中でどこまでの計画策定ができるかを見定めていかなければいけません、北海道のオピニオンリーダーとしてこういうところにも目をちゃんと向けて、そうしたことも含めた計画をつくっているのだということのを他の市町村からもしっかりと見えるような形にしていきたいとも考えています。これは予算としてプラスに取っていくということではありませんが、今書いているものが何を意味しているのか、しっかりと分かるように単語を足していくことも今後さらに掘り下げていきたいと思っておりますので、そういう点でも皆様からご意見がありましたらお願いしたいと思います。次回は評価指標も含めたより進んだ議論に進めさせていただきましても、今回、かなりのボリュームの資料になっていますので、ご確認をいただき、気づかれたものがあればご意見としてお出しいただくなど、計画の策定にご協力をいただければなと思います。

4. その他

○畑会長 最後になりますけれども、皆様から改めてご確認やご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、お時間が来ましたので、進行を事務局に戻します。

5. 開 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 皆様、長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

今、会長からお話がありましたけれども、今後とも皆様のご協力をいただければと思います。また、来月からはそれぞれの地域の皆様からのご意見等もお聞きしてまいります。それらを踏まえた上で計画をまとめてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、次回の会議ですが、今のところ、8月下旬を予定しております。この審議会は、あともう一回ございまして、最後は9月末に開催したいと思っております。そこで、2回分の日程を確認させていただきたいと思っておりますので、大変お忙しい中とは思いますが

けれども、ご協力方、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして今年度第1回の地域福祉社会計画審議会を閉会させていただきたいと思えます。

本当にお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

以 上